

森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について
(森林整備・林業等振興整備交付金)

〔平成25年 5月16日付け25林政経第107号〕
林 野 庁 長 官 通 知

最終改正：平成28年 4月 1日付け27林政経第334号

森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領（平成25年 5月16日付け25林政経第106号林野庁長官通知。以下「要領」という。）第2の7における施設費の事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業種目別基準等

次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年 5月16日付け25林政経第105号事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のⅡの1に定めるメニューの内容ごとの基準については、別表1のとおりとする。

第2 事業計画

1 都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、事業計画の作成については、要領第2に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下「受益範囲」という。）に係る市町村等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。

また、当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。

(2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。

エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業実施主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。

オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、都道府県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

2 事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図るため、事業計画の樹立等に際しては、「森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領」（平成25年

5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知)」第4の①に定める事前評価を行うことにより、事業の効果を検証することとする。

第3 事業実施主体

要綱の別表に定める事業実施主体については、別表1「森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準」に定めるとおりとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 施設整備等の一般的基準

- 1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、林野庁長官が、やむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。
- 2 交付金の対象となる事業費は、当該都道府県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。
- 3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、5戸以上とする。ただし、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合及び沖縄県にあっては、3戸以上とする。また、この場合において、木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する法人(以下「地域材を利用する法人」という。)が事業を実施する場合、木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。
- 4 自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付金の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、施設費の対象としないものとする。
- 6 施設費の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月15日。以下「合法木材等ガイドライン」という。)に準拠した「合法木材」とする。
- 8 第2の1の(2)のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。
 - (1) 事業費でおおむね5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
 - (2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

(3) 補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。

9 第2の1の(2)のウの収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

(1) 追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること、又は達成されることが確実であること

(2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること

(3) 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

10 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等若しくは増大すると見込まれるときには施設費の対象とすることができるものとする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、施設費の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り施設費の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の施設費の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、施設費の対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

第5 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産等については、交付金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。

2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。

3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。

4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。

5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）」を適用するものとする。

附則

1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成27年4月9日付け26林政経第269号林野庁長官通知による改正前の本運用に基づいて平成26年度までに実施された事業並びに平成26年度から繰り越された事業で平成27年度以降に実施されるものに係る執行等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本運用に基づいて平成27年度までに実施された事業及びに平成27年度から繰り越された事業で平成28年度以降に実施されるものに係る執行等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

別表1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準
 <高性能林業機械等の整備>

1 林業機械作業システム整備 事業内容：森林整備の効率的かつ円滑な実施及び林業再生の担い手育成や林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等を導入

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体												備考		
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
					都道府県	市町村	森林組合	生産森林組合	会 森林組合連合	林業者等の組織 ※1	分収林特別措置法（昭 和33年法律第57号）に 規定する森林整備法人 ※9	活流施業受託者※2、 活性化センター・林業 センター※3	33出地方公共団体等 （等）※第3	林業事業体	都道府県知事（以下 「認定」という）が特 認する団体※4				
高性能林業機械等の整備	01林業機械作業システム整備	林業機械導入【森林整備型】※5	高性能林業機械等	—	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	—	—	—				
			広域利用林業機械※7	—	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	4.5/10	—	—	—				
		林業機械導入【素材生産型】※6	高性能林業機械等	—	—	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	—	—	1/3	1/3	1/3			
			広域利用林業機械※7	—	—	1/3	—	1/3	1/3	1/3	1/3	—	—	1/3	—	1/3			

(注) 表中の数字は交付率を指し、交付率は当該交付率以内とする。(以下、別表1において同様とする。)

1 【素材生産型】の林業機械におけるプロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、スキッド、フォワード、ハーベスタ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル及びそれに類する性能を有すると認められる機械の整備について取り組む場合、次の①から③までを全て満たす者は、交付率を1/2以内とする。
 ① 林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること
 ② 年間5,000m³以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m³以上の素材生産量を達成できること
 ③ 目標年度までに都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること
 2 【素材生産型】の林業機械におけるスイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ及びロングリーチグラップルの交付率並びに広域利用林業機械におけるスイングヤーダ及びロングリーチハーベスタの交付率は、それぞれ4/10以内。
 3 1及び2以外の機械及び附帯施設にあっては、1/3以内。

(1) 採択基準

- ① 機械の規模、性能等が受益範囲、利用計画等からみて適正であること。
- ② 1事業費は、おおむね500万円以上とする。
- ③ 林業機械導入のうち【素材生産型】については、受益範囲において、素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 林業者等の組織する団体（※1）

次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかに該当する団体とする。

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

イ 施業受託者（※2）

次に掲げる(ア)及び(イ)を満たす事業者とする。

(ア) 5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林経営計画を樹立していること。

(イ) 取組内容（施業委託契約、森林経営計画等）を地域の森林所有者等に公表していること。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 特認団体（※4）

次のいずれかの者とする。

(ア) 工種ごとの事業実施主体に該当する者（特認団体を除く。）の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体

(イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

オ 林業機械導入【森林整備型】（広域利用林業機械を除く）の全ての事業実施主体について（※5）

森林の公益的機能の高度発揮や効率的、一体的な間伐の実施を図ることが必要な民有林について、森林経営計画の認定を受けている者（都道府県、市町村、流域森林・林業活性化センターを除く）であつて、おおむね100ha以上の団地を設定していること。

カ 林業機械導入【素材生産型】の全ての事業実施主体について（※6）

(1)の③に加え、次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たし、かつ、次の(ウ)又は(エ)（現状において年間1万m³以上を生産している事業体であつて、素材生産量の増加を目標値とする場合にあつては、(エ)に代えて(オ)）のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、ウのうち地方公共団体がその事業活動を実質的に支配することができると思われる法人及び広域利用林業機械の整備を実施する事業実施主体にあつてはこの限りでない。

(ア) 次のa又はbのいずれかの要件を満たす者であつて、施業集約化等による素材生産量の増加に伴う高性能林業機械の導入であり、当該高性能林業機械に係るオペレータ等1人以上の新規雇用を既に行い、又は目標年度までに行うことを計画していること。

a 年間3,000m³以上の素材生産実績を有すること。

b 機械導入年度に3,000m³以上の素材生産量を達成し、かつ、目標年度までに、5,000m³以上の素材生産量及び都道府県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できることを計画していること。

(イ) 次のa又はbのいずれかの要件を満たす者であつて、目標年度までに、年間5,000m³以上の素材生産量を達成できることを計画していること。

a 林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして体制評価を受け認定された者。

b aによる体制評価を受け認定された者と連携して事業を実行する者。

(ウ) 地域の原木安定供給対策のための協議会等に参画していること。

(エ) (ウ)の協議会等に参画している者と連携して事業を実施していること。

(オ) 協定等により出荷先が確保されていること。

キ 林業機械導入の全ての事業実施主体について

合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

② 林業機械導入のうち広域利用林業機械については、効率的な森林整備や生産性の向上のために、林業生産活動等に積極的に取り組み、又は今後積極的に取り組む意思のある林業事業体に対して貸付けを行うものであり、次の要件を全て満たすものとする（※7）。

ア 事業実施主体は、貸付けについて管理規程又は利用規程を定め、目的、管理責任者、利用料、その他必要な事項を明らかにすることとする。

イ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

ウ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

エ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 利用者は、林業機械を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

カ 利用者は、合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

キ 受益戸数は、利用者数とし、5以上であること。

(3) その他

① 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

② 林業機械導入においては、プロセッサ、フェラーバンチャ及びハーベスタのヘッドのみの導入も対象とする。

2 効率化施設整備

事業内容：効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体													備考	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
					市町村	森林組合	生産森林組合	会 森林組合連合	協 森林所有者の業体	1 織 林業者等の組織	資 地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)※2	林 業事業体	特 認団体※3						
高性能林業機械等の整備	02効率化施設整備	効率化作業基地整備	作業ポイント	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	—	—	1/2	—						
		林業生産施設	林業生産施設装置	—	—	1/2	1/2	1/2	—	1/2	1/2	1/2	1/2						

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、素材の生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
 - ア 全ての事業実施主体
 - 1の(2)の①のカ及びキに準ずる。
 - イ 林業者等の組織する団体(※1)
 - 1の(2)の①のアに準ずる。
 - ウ 地方公共団体等が出資する法人(※2)
 - 1の(2)の①のウに準ずる。
 - エ 特認団体(※3)
 - 1の(2)の①のエに準ずる。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

3 活動拠点施設整備

事業内容：林業情報の一元的処理による林業生産活動の効率化を図るための施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体													備考	
					①	②	③	④	⑤	⑥									
					市町村	森林組合	会 森林組合連合	1 織林業者等団体の※組	資する法人(第3セクタ1等)※2	地方公共団体等が出資する法人(第3セクタ1等)※2	特認団体※3								
高性能林業機械等の整備	03活動拠点施設整備	林業情報処理施設※4	情報処理機械施設	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2									

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、活動拠点の利用者数等の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
 - ア 林業者等の組織する団体（※1）
1の(2)の①のアに準ずる。
 - イ 地方公共団体等が出資する法人（※2）
1の(2)の①のウに準ずる。
 - ウ 特認団体（※3）
1の(2)の①のエに準ずる。

② 林業情報処理施設として森林GIS（地理情報システム）を整備する場合において、既に都道府県等が森林GISを整備している場合は、事業実施主体は整備されたデータの相互利用を図るよう努めること。（※4）

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

<森林づくり活動基盤の整備>

- 4 森林フィールド整備
- 5 森林環境教育活動施設整備
- 6 共同施設整備

事業内容：森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設を整備し、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育及び市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習を推進する。

メニュー	事業種目	事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体													備 考	
					①	②	③	④											
					都道府県	市町村	当該森林が所在する特別区を締結している市町村と交流協定する	流域活性化センター											
森林づくり活動基盤の整備	04森林フィールド整備	森林フィールド	森林整備（実習林、観察林、モデル林等）、森林学習歩道、休憩施設、林間活動空間、学習広場、標識類、その他	—	4/10	4/10	1/3	4/10											1 森林学習歩道の交付率は1/2以内。 2 1の規定にかかわらず、特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合の交付率は定額1/3以内。
	05森林環境教育活動施設整備	森林環境教育活動施設	観察施設、炭焼き体験施設、木工・木細工等、体験施設、森林学習館、林業講習施設、その他	—	4/10	4/10	1/3	4/10											
	06共同施設整備	共同施設	集散広場（駐車場）、衛生施設、案内板、その他	—	4/10	4/10	1/3	4/10											

(1) 採択基準

- ① 1事業費は、おおむね300万円以上とする。
- ② 地理的条件等を勘案し、継続的に森林環境教育等の場として活用されることが確実なものであること。
- ③ 可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこと。

<コンテナ苗生産基盤施設等の整備>

7 コンテナ苗生産基盤施設等整備 事業内容：低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で大量に供給する苗木生産施設等の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体													備 考	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩					
					事業協同組合	事業協同組合連合会	農業業同組合	農業業同組合連合会	森林組合	生産森林組合	会森林組合連合	農事組合法人	の林業用者苗木等	る県知事認める団体※2	その他都道府				
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	07コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設	コンテナ苗生産施設装置、コンテナ苗生産機械器具	○	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2					
		コンテナ苗生産資材	生産資材	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2				

(1) 採択基準

- ① 事業主体毎の計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間5万本以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
 - ア 林業用苗木等の生産者（※1）
 - 林業用苗木等の生産者については、次に掲げる(ア)又は(イ)いずれかの条件を満たすこと。
 - (ア) 複数の林業用苗木や緑化樹木の生産者が協定等を締結し、整備する施設を共同利用するものであること。
 - (イ) 国・地方公共団体が有する森林への植栽用又は公共事業用として配布実績及び配布見込みがあることを都道府県知事が認める生産者であること。
 - イ その他都道府県知事が認める団体（※2）
 - 事業実施主体①から⑨までに該当しないが苗木を生産し、苗木の安定供給に寄与すると都道府県知事が認める団体等であること。
- ② 整備したコンテナ苗生産基盤施設等における育苗手法について、冊子、ホームページ等で公開すること。この場合、生産施設、生産工程、得苗率、苗木生産量、販売価格等コンテナ苗生産に必要となる作業等を出荷が開始されてからおおむね1年以内に公表することとし、公開期間は1年以上とする。
- ③ 収支を伴う施設について
 - 表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1. 2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

< 特用林産振興施設等の整備 >

8 特用林産物活用施設等整備

事業内容：特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体												備考					
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫						
					都道府県	市町村	森林組合※1	生産森林組合	会 森林組合連合	農業協同組合	連 農業協同組合	農事組合法人	2 織 林業者等団体の※組	※4 地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等※3)	※4 地域の竹材人を	特認団体※5						
特用林産振興施設等の整備	08特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備※6	特用樹林造成、山菜・薬草等造成、作業道等整備、ほだ場等造成	—	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	—	1/2						
		特用林産物生産施設※7	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械	—	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	※9	1/2				
		特用林産物加工流通施設※7、8	特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械	○	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	※9	1/2			
		廃床等活用施設	廃床等活用施設装置、廃床等活用機械	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	—	1/2					
		特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	—	1/2					

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については、おおむね100万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合(※1)

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業主体となる場合は、「森林組合系統による取組の推進のための事務手続について」(平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

イ 林業者等の組織する団体(※2)

(ア) 林業を営む者(特用林産物の生産を行う者を含む。)、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）

(ア) 林業を営む者（特用林産物の生産を行う者を含む。）、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができる」と認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

ただし、特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となり得るのは、特用林産物に係る施設を整備する場合に限るものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

エ 地域の竹材を利用する法人（※4）

次の(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。

(ア) 地域に賦存する未利用竹資源を有効的に利活用することを目的とする法人とする。

(イ) 竹材の安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域竹材の利用の増大を目的とするものとする。

(ウ) 施設費により整備する施設の受益戸数は、竹材の安定取引協定等の締結者とする。

オ 特認団体（※5）

1の(2)の①のエに準ずる。

② 特用林産物生産基盤整備の対象は、以下を満たすものとする。（※6）

ア 特用樹林造成及び山菜・薬草等造成の事業規模は、1施行地につき、0.1ha以上とする。

イ 作業道等整備の要件は次のとおりとする。

(ア) 作業道の開設及び改良

a 補助対象とする作業道は、都道府県知事が定めた作業道開設基準に適合するものとする。

b 利用区域面積

路線ごとに利用区域面積が次に掲げる基準におおむね該当するものとする。

きのこ：伏込地又はほだ場が1ha以上、なら・くぬぎ・きのこ原木等：3ha以上、桐：2ha以上、竹：2ha以上、その他：1ha以上

c 延長：作業道の開設に当たっては、1路線の延長は、おおむね100m以上とする。

d 舗装は部分施工とする。

(イ) モノレール、連絡道の施設の規模、構造等は、それぞれの目的に合致したものとする。

③ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設の整備を行うに当たっては、事業実施主体は、原則として、生産工程管理手法の導入を図るものとする。（※7）

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、①作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し作業を行い、記録し、③記録を点検し、改善点を見出し、④次回の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

④ 特用林産物加工流通施設（集出荷施設に限る。）の整備を行うに当たっては、当該施設の受益範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。（※8）

⑤ 地域の竹材を利用する法人が事業実施主体となって特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備を行う事業については、竹材の安定取引協定の締結等に基づき、5年以上の期間にわたり、地域の竹材を年間おおむね30t以上利用するために必要な施設とする。（※9）

⑥ 特用林産物の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業主体は施設の貸付けを行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業事業体であること。

ウ 受益戸数は、原則として5以上の林業事業体であること。

エ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（事業費－補助金）／施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

オ 事業主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンス等を責任を持って実施することとする。

カ 利用者は、施設を利用するに当たっては責任を持って行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告することとする。

キ 事業主体と利用者の間においては、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結することとする。

なお、事業主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

⑦ 収支を伴う施設について

表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1. 2の(2)の(注)の1 アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

<木材加工流通施設等の整備>

9 木材加工流通施設整備

事業内容：需要動向に的確に対応した地域材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木材加工流通施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体												備考	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦							
					市町村	森林組合※1	会 森林組合連合	2 織林業者等団体の※組	地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)※3	4 等木材関連業者の組織する者	す地域材を※利用							
木材加工流通施設等の整備	09木材加工流通施設整備	木材処理加工施設※6	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置、プレカット加工施設装置、チップ加工施設装置、木材加工施設装置、木材材質高度化施設装置、丸棒加工施設装置、杭加工施設装置、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設装置、新しい木材活用のための加工供給施設装置、直交集成板加工施設装置	○	1/2 ※8	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2							
		木材集出荷販売施設※7	木材集出荷販売施設装置、木材集出荷用機械		—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2							

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量（加工量、流通量、乾燥量）若しくは製材の生産性若しくは乾燥材の割合等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること又は当該施設と一体となる加工施設等について採択基準の①を満たしていること。（環境対策等の施設については、都道府県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。）
- ② 次のいずれかの構想等（以下「広域流通構想等」という。）の目標達成に資する施設となっていること。
 - ア 平成28年3月29日付け27林政産第144号農林水産事務次官依命通知による改正前の林産物供給等振興対策事業実施要綱に定める広域流通型流通体制構築事業における広域流通構想（当該事業終了後に引き継がれた構想を含む。）又は地域循環型流通体制構築事業における地域循環構想（当該事業終了後に引き継がれた構想及びこれに準ずるものを含む。）
 - イ 実施要綱別表のIに掲げる次世代木材生産・供給システム構築事業における事業構想
 - ウ 木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に規定する木材安定供給確保事業に関する計画をいう。）

③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 森林組合（※1）

8の(2)の①のアに準ずる。

イ 林業者等の組織する団体（※2）

1の(2)の①のアに準ずることとし、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

- ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）
1の(2)の①のウに準ずる。
- エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）
(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。
(イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。
- オ 地域材を利用する法人（※5）
(ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。
(イ) 木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。
(ウ) 締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年5月24日法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。
(エ) 施設費により整備した施設の受益戸数は、木材安定取引協定等の締結者とする。
(オ) (ア)から(エ)までの要件を満たし、かつ、当該地域における木材産業との密接な関係を有していること。
- カ 事業実施主体は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定されている林産物規格に基づく木材製品の加工施設を導入する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定取得に努めることとし、地域材利用量（原木換算）がおおむね10,000m³を超える事業体においては、JAS認定事業体、若しくは認定取得が確実な事業体であること。
- キ 公共建築物に部材供給を予定する事業体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。
- ク 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
- ② 木材処理加工施設の整備を行う事業について（※6）
ア あらかじめ、受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うものとする。
イ 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確となっており、継続的に確保されたと認められるものであること。
ウ 事業計画等において、施設で利用する原木等の樹種が明確となっていること。
- ③ 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、あらかじめ、受益の範囲内で関係者との調整を行ったうえで計画するものとする。（※7）
- ④ 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設に限る。（※8）
- ⑤ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容中の施設の交付対象は、以下のとおりとする。
ア 木材処理加工施設のうち木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設でかつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付高次加工施設」という。）
イ 木材処理加工施設のうち製材施設等のうちダイオキシシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付環境対策施設」という。）
- ⑥ ⑤のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。
ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。
なお、契約の更新は可能とする。
- キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。
なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
- ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。
- ⑦ ⑤のイの貸付環境対策施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。
ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。
ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- エ 上記のほか、⑥のエからクまでに準じる。
- ⑧ 収支を伴う施設について
表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1. 2の(2)の(注)の1アを参照のこと。
- (3) その他
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

10 森林バイオマス等活用施設整備

事業内容：森林及び木材の加工過程で発生するバイオマスを活用するために必要な施設の整備を行う。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体												備考				
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧									
					市町村	森林組合※1	生産森林組合	会森林組合連合	2織林業者等の組織※2	地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)※3	団体※4	等木材関連業者	す地域材を利用※5								
木材加工流通施設等の整備	10森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置、森林資源再処理施設装置、森林バイオマス再利用促進用機械	○	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2								
		木質エネルギー等利用促進施設※6	木質エネルギー等利用促進施設装置、木質エネルギー等利用促進用機械		—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2							

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマスの利用量若しくは地域材の利用量等の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること。(環境対策等の施設については、都道府県が作成する計画等に示す定性的目標に即していること。)
- ② 広域流通構想等の目標達成に資する施設となっていること。
- ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ④ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
 - ア 森林組合(※1)
 - 8の(2)の①のアに準ずる。
 - イ 林業者等の組織する団体(※2)
 - 1の(2)の①のアに準ずる。
 - ウ 地方公共団体等が出資する法人(※3)
 - 1の(2)の①のウに準ずる。
 - エ 木材関連業者等の組織する団体(※4)
 - 9の(2)の①のエに準ずる。
 - オ 地域材を利用する法人(※5)
 - 9の(2)の①のオに準ずる。
 - カ 合法木材等ガイドラインの3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
- ② 木質エネルギー等利用促進施設の整備に当たっては、以下のいずれかを満たしていること。(※6)
 - ア 既存又は新設の製材施設等と密接な関連を持った施設の整備であること。
 - イ 地域における林産物の生産・加工・流通等と密接な関連を持った施設の整備であること。
- ③ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、9木材加工流通施設整備の細則の⑤のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、9木材加工流通施設整備の細則の⑥又は⑦の要件を原則として満たすものとする。
- ④ 収支を伴う施設について
 - 表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1. 2の(2)の(注)の1アを参照のこと。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

<木造公共建築物等の整備>

11 木造公共施設整備

事業内容：地方公共団体の方針に基づく公共建築物の整備

12 都市木造公共施設整備

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体													備考
					①	②	③	④	⑤	⑥								
					都道府県	市町村	人が地方公共団体の法人	特別区	の地方公共団体	設るとの整備主体※2	その他政令で定め							
木造公共建築物等の整備	11木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設、木製外構施設、附帯施設等	—	15%	15%	15%	15%	15%	15%								新たな木質部材や構法を採用して木材利用の可能性を広げるもの等、特にモデル性が高いものとして都道府県知事が認める施設については、交付率を1/2以内とする。
			木質内装		3.75%	3.75%	3.75%	3.75%	3.75%	3.75%								
	12都市木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設		3/10	3/10	3/10	3/10	3/10	3/10								

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、事業費（単位面積）当たりの地域材利用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数等の目標が原則として都道府県の目標値以上若しくは目標値の伸び率以上であること、又は地域材の利用促進に関する都道府県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

(2) 細則

- ① 事業実施主体について
 - ア 地方公共団体が出資する法人（※1）
地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
 - イ その他政令で定めるところの施設の整備主体（※2）
公共建築物における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体とする。
- ② この事業において整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）については、「間伐材」又は合法木材等ガイドラインに準拠した「合法木材」を使用すること。
その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。
- ③ 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、鉄骨・RC造と比較しおおむね同等コストで整備することが可能であること。
- ④ 施工後に地域住民に対し、コスト低減の工夫や木の良さを伝えるための展示、地域材利用に関する情報（樹種など）を示す看板設置など、取組成果の普及PRを広く実施すること。
- ⑤ 施設利用者へのアンケート実施などの各種試験・モニタリングに協力すること。
- ⑥ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。
- ⑦ 本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設を対象としない。
- ⑧ 公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、公共建築物を整備する自治体にあつては、同法に規定する市町村方針の作成が行われること。
- ⑨ 都市木造公共施設整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 施設整備を行う地域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）で定められる防火地域または準防火地域に指定されていること。
 - イ 整備する木造公共建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められる耐火建築物であること。
- ⑩ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
 - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
 - ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け、18文科施第602号、18林政利第63号、19・03・19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁、経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知）の7に定める事業計画書の決定がなされていること。
- ⑪ 木造公共建築物の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

<木質バイオマス利用促進施設の整備>

- 13 未利用間伐材等活用機材整備 事業内容：未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等の整備を行う事業とする。
 14 木質バイオマス供給施設整備 事業内容：未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設の整備を行う事業とする。
 15 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 事業内容：公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設の整備及び貸付用ペレットストーブの導入を行う事業とする。

メニュー	事業種目	事業内容	工種	収支を伴う施設	事業実施主体																備考
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
					都道府県	市町村	森林組合※1	会森林組合連合	農業協同組合	連農業協同組合	農事組合法人	漁業協同組合	連漁業協同組合	林業者等の組織する団体※2	ク資する法人(第3セクター等)※3	地方公共団体等が出資する法人(第3セクター等)※4	組木材関連業者等の組織する団体※4	PFI事業者	社会福祉法人	一部事務組合	
木質バイオマス利用促進施設の整備	13未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	未利用間伐材等活用機材	—	1/3	1/3	1/3	1/3	—	—	—	—	—	1/3	—	1/3	1/3	—	—	1/3	1 機械及びその附属施設（備考3に規定する場合は除く。）の交付率は1/3以内。 2 木質バイオマス供給事業者と発電事業者等との安定供給・受入協定に基づき、5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材を原料とする発電用等木質バイオマスを年間1万m ³ （原木ベース）以上供給・利用するために必要な機材・施設にあっては、交付率は1/2以内とする。
	14木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設	木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械	○	1/2	1/2	1/2	1/2	—	—	—	—	—	1/2	1/2	1/2	1/2	—	—	1/3	
	15木質バイオマスエネルギー利用施設整備※6	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	—	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/3	

(1) 採択基準

- ① 受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が都道府県の目標値の伸び率以上であること、又は未利用木質資源の利用促進に関する都道府県の目標値の達成に必要なことが明らかであること。
- ② 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。
- ③ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

- ア 森林組合（※1）
7の(2)の①のアに準ずる。
- イ 林業者等の組織する団体（※2）
1の(2)の①のアに準ずる。
- ウ 地方公共団体等が出資する法人（※3）
1の(2)の①のウに準ずる。
- エ 木材関連業者等の組織する団体（※4）
8の(2)の①のエに準ずる。
- オ 民間事業者（※5）

次の(ア)から(イ)までのいずれかの要件を満たす場合に限る。

(ア) 次の要件を満たす地域において木質バイオマスのエネルギー利用又はマテリアル利用の推進に取り組む民間事業者で、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的とする事業者

バイオマス活用推進計画、バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれる地域とするが、施設が設置される都道府県又は市町村において、木質バイオマスの利活用の推進のために定める具体的な目標を伴った計画等が策定されている場合は、それをもって代えることができるものとする。

(イ) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の都道府県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めるものとする。

- ② 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設とすること。

- ③ 地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設又は木質バイオマスの安定取引協定（年間5千m³以上かつ5年以上）に基づく施設とすること。
 - ④ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備におけるペレットストーブ（貸付用を含む。）の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。（※6）
 - ア 木質バイオマスのエネルギーとしての利用を推進するため、原則として、同一の事業計画においてペレット製造施設の整備を行うこととすること。
 - イ 原則としてアのペレットの製造施設において生産されるペレットを利用すること。
 - ウ 事業実施主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
 - エ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - オ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。
なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。
 - カ 事業実施主体は、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。
 - ⑤ 本事業を実施するために都道府県知事が定める事業計画はバイオマス活用推進計画、バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。
 - ⑥ 収支を伴う施設について
表中の収支を伴う施設に該当する施設は、実施要領様式6の1. 2の(2)の(注)の1アを参照のこと。
- (3) その他
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

16 地域提案型

- (1) 経営的、技術的に斬新な事業又は前記各事業に準ずる事業で、当該都道府県等の特色及び性格に即して政策目標達成の促進を図る上で特に必要であり、施設費による取組として適切なものとする。
- (2) 地域提案に係る交付率は、原則として前記各事業に係る交付率と同様とする。

17 市町村広域連携支援

事業種目、実施主体等は、1から16までによる。

また、採択基準等については、1から16までによるほか、以下のとおりとする。

- (1) 採択基準
 - ① 県域を越えて、2以上の事業主体が連携する。
 - ② 導入する施設・機械装置等の計画事業量のうち当該協定等による事業量が、おおむね50%以上であること。
- (2) その他の要件
 - ① 整備は、既存の施設、都道府県経由の交付金により整備する施設等と連携する計画を立てることを前提として、いずれかの市町村内で取り組むこと。
 - ② 北海道については、支庁堺を県境とみなす。
 - ③ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

別表2(第2の1の(2)のエ関係)施設別の上限建設費

<p>上限建設費</p>	<p>(1) 林業機械作業システム</p> <p>ア 林業機械導入</p> <p>(ア) スキッド・・・・購入価格1台につき1,250万円</p> <p>(イ) プロセッサ・・・・購入価格1台につき2,400万円</p> <p>(ウ) ハーベスタ・・・・購入価格1台につき2,700万円</p> <p>(エ) フォワーダ</p> <p>積載量3.0t以下・・・・購入価格1台につき1,200万円</p> <p>積載量3.1tを超えるもの・・・・購入価格1台につき2,300万円</p> <p>(オ) タワーヤーダ・・・・購入価格1台につき3,200万円</p> <p>(カ) 機械保管倉庫・・・・建築面積1㎡につき16万円</p> <p>イ 林業機械広域利用施設</p> <p>アの(ア)から(オ)に準ずる。</p> <p>(2) 特用林産物活用施設等整備</p> <p>ア 特用林産物生産基盤整備</p> <p>(ア) 特用樹林造成</p> <p>新植は面積1haにつき400万円</p> <p>保育は面積1haにつき125万円</p> <p>(イ) 山菜・薬草等造成</p> <p>基盤整備は面積1haにつき115万円</p> <p>イ 特用林産物生産施設</p> <p>(ア) 原木きのこ</p> <p>生産量1トンにつき480万円</p> <p>(イ) 菌床きのこ</p> <p>生産量1トンにつき320万円</p> <p>(ウ) 菌床製造</p> <p>生産量1万個につき920万円</p> <p>(エ) 炭窯</p> <p>生産量1トンにつき200万円</p> <p>ウ 特用林産物集出荷・販売施設</p> <p>建築面積1㎡につき35万円</p> <p>(3) 木材加工流通施設整備</p> <p>ア 木材処理加工施設</p> <p>(ア) 丸棒加工施設</p> <p>素材消費量1㎡につき13万円</p> <p>(イ) 杭加工施設</p> <p>素材消費量1㎡につき15万円</p> <p>(ウ) 木材製材施設</p> <p>素材消費量1㎡につき5.5万円</p> <p>(エ) 集成材加工施設</p> <p>素材消費量1㎡につき9万円</p> <p>(オ) 合・単板加工施設</p> <p>素材消費量1㎡につき4万円</p> <p>(カ) プレカット加工施設</p> <p>製品出荷量1㎡につき20万円</p> <p>(キ) 木材材質高度化施設</p> <p>製品出荷量1㎡につき9.5万円</p> <p>イ 木材集出荷販売施設</p> <p>(ア) 木材集出荷販売施設</p> <p>素材取扱量1㎡につき1.5万円</p> <p>(4) 木造公共施設整備</p> <p>1施設につき50,000万円</p> <p>(5) 森林フィールド整備</p> <p>ア 森林学習歩道</p> <p>新設距離1mにつき3万円</p> <p>イ 学習広場</p> <p>施設面積1㎡につき1万円</p> <p>(6) コンテナ苗生産基盤施設等整備</p> <p>コンテナ苗1千本につき120万円</p> <p>※ 上記において上限建設費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
--------------	--

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事等が林野庁長官等にその必要性を協議するものとする。